

件名 イリノイ州における自宅滞在命令の再延長について

ポイント

4月23日（木）、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イリノイ州居住者に対して既に発令されている自宅滞在命令を5月30日まで再延長することが発表されました（命令への署名は来週を予定）。5月1日から有効となる変更点について合わせて発表されていますので、詳細は本文を御参照ください。

なお、シカゴ市内においては、3月26日にシカゴ市長よりシカゴ市内のレイクフロントとそれに隣接する公園等の封鎖及び違反した場合の罰則が発表されていますので、ご注意ください。

本文

4月23日（木）、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、イリノイ州居住者に対して既に発令され、4月30日までの措置となっている自宅滞在命令を5月30日まで再延長することがプリツカー州知事の記者会見で発表されました。その際、同知事は5月1日から有効となる変更点についても説明しました。主な内容は以下のとおりです。状況によってはその後も継続する可能性があります。

なお、命令の内容は正式には来週署名される文書を確認する必要があります。

【5月1日から有効となる主な変更点】（詳細は <https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=21459> を参照。）

○新たに義務付けられること

2歳以上の個人が店舗などの公共の室内に入室する場合で、6フィートのソーシャル・ディスタンスが維持できない場合は、フェースカバーまたはマスクの着用が義務付けられます。

○「必要不可欠な仕事」における新たな措置

「必要不可欠な仕事」の事業者は、6フィートのソーシャル・ディスタンスが確保できない従業員全員にフェースカバー又はマスクを提供することが求められます。また、出勤人数の制限、シフトの分散や必要不可欠なラインのみの操業などの予防措置を導入し、ソーシャル・ディスタンスの最大化、従業員及び顧客の健康を最優先する新たな要件が導入されます。

○新たに可能となる活動

・釣り及びボート遊び（定められた地域において、かつ、2人以下で行うこと）

・ゴルフ（6フィートのソーシャル・ディスタンスを維持しつつ、Illinois Department of Commerce and Economic Opportunity (DCEO)による厳しい安全ガイドラインを遵守する場合）

○新たに「必要不可欠な仕事」に加えられる仕事

- ・グリーンハウス
- ・ガーデンセンター
- ・ナーサリーズ（自ら植物を育てて販売をしている場所）
- ・ペットのグルーミングサービス

（これらの店舗に入る場合はソーシャル・ディスタンスを維持し且つマスクの着用が必須です。）

○これまで「必要不可欠な仕事」に含まれていなかった小売業の営業再開

これまで「必要不可欠な仕事」に含まれていなかった小売業は、電話またはオンラインサービスで注文を受け付け、店舗外での商品の受取や配達に限定し、営業再開が可能になります。

○学校等での荷物の引取

教育機関が定めた手順に則り、必要物品や生徒の所持品を引き取ることが可能になります。寄宿舍からの引越しについてはソーシャル・ディスタンスを確保することを含め、公衆衛生ガイドラインを遵守する必要があります。

上記変更点以外についてはこれまでの命令内容が引き続き継続されると思われませんが、正式には来週署名される文書を確認する必要があります。署名・発表される文書の内容が従来の命令を踏襲する場合、概要は以下のようなものとなります。

○自宅滞在命令が発令されても「必要不可欠な活動」のための外出は可能ですが、感染拡大を防ぐため他人と集まったり接触することのないように要注意。10人以上の集まりは禁止されます。

○可能な活動の一例は以下の通りです。

- ・スーパーへの買い物
- ・レストランへのデリバリー注文やピックアップ
- ・薬局での薬の購入
- ・病院での診察
- ・ガソリンスタンドでの給油
- ・ハイキングやランニング、犬の散歩

- ・「必要不可欠な仕事」のための通勤
 - ・託児所の利用(特に、勤務が必要不可欠な人のため)
- (「必要不可欠な活動(Essential Activities)」及び「必要不可欠な仕事(Essential Businesses and Operations)」の詳細については、以下を参照願います。)

<https://www2.illinois.gov/Pages/news-item.aspx?ReleaseID=21288>

○スーパーや薬局、ガソリンスタンドは通常どおり営業しているので、買いためをしないこと

○自宅滞在命令に従わない場合は当局が声かけを行います。それでも命令に従わない場合には警察が裁判所から停止命令を得て指導が行われ、最悪の場合裁判にかけられる可能性もあります。

なお、シカゴ市内においては、3月26日にシカゴ市長よりシカゴ市内のレイクフロントとそれに隣接する公園等の封鎖及び違反した場合の罰則が発表されていますので、ご注意ください。

<https://www.chicago.gov/content/dam/city/depts/mayor/Press%20Room/Press%20Releases/2020/March/ClosureParksLakefront606Riverwalk.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として今回の命令の遵守に努め、不要不急の外出を避けて、引き続き関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。